

本速記録は、実際の発言者に発言内容の確認を頂いたものではありません。
そのため、発言者が異なる場合や表記に誤りがある可能性があります。

平成14年度 第6回総合規制改革会議 議事録

1. 日時：平成14年7月23日（火）15：00～16：00
2. 場所：永田町合同庁舎総合規制改革会議大会議室
3. 出席者：
(委員) 宮内義彦議長、生田正治、奥谷禮子、河野栄子、佐々木かをり、鈴木良男、清家篤、
高原慶一郎、八田達夫、森稔、八代尚宏、米澤明憲の各委員
(政府) 石原規制改革担当大臣、熊代内閣府副大臣
(事務局) [内閣府] 坂政策統括官、岡本審議官、竹内審議官、磯部審議官、宮川事務室
長、長屋事務室次長

4. 議事次第

- (1) 中間とりまとめ案文審議決定
- (2) 議長談話について
- (3) その他

5. 議事

○宮内議長 それでは、定刻となりましたので、第6回総合規制改革会議を始めさせていただきます。

本日も、石原大臣の御出席をいただいております。また、熊代副大臣も、少し遅れられますが、御出席いただきます。

本日は、飯田、神田、村山、お3方が御欠席でございます。あの方々は、少し遅れられるということでございますので、始めさせていただきたいと思っております。

それでは、議事に入らせていただきます。本日は、お手元の案文を最終的に御確認いただきまして、当会議の中間とりまとめとして決定させていただきたいということでございます。

まず、タイトルでございますが、「中間とりまとめ－経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革－」と、お手元のとおりでございます。前回の会議におきまして、タイトルについての案をお寄せいただきたいというお願いをいたしました。この案は、八代委員からいただいた案をベースに、議長案というものもあれでございますけれども、このようにさせていただきたいということですが、特に御異論がなければ、このように決めさせていただきたいと思っておりますが、よろしゅうご

ざいでしょうか。

それでは、「中間とりまとめ－経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革－」、このようなタイトルにさせていただきます。

次に、ページをめくっていただきまして、1ページ、「はじめに」でございますが、前回の会議での御意見も踏まえまして、章ごとの要約を入れました議長案を先日、各委員の皆様方にお送りいたしまして御意見をお伺いいたしました。本日の案文は、いただきました修正意見を取り入れ、また、各主査ともすり合わせといいますか、御連絡させていただきました結果のものとなっておりますので、御確認をいただきたいと思ひます。内容につきまして、事務局から御説明をお願いしたいと思ひます。

○宮川室長 事務局でございます。それでは、お手元の資料でございますが、まず第1パラグラフでございます。ちょうど中ほどでございますように、80年代までのさまざまな社会制度・慣行が最近の経済環境、社会環境にもはや適応できないということをまずうたっております、第2パラグラフでございますけれども、中ほど、6月25日の閣議決定「基本方針2002」にありますように、活性化のポイントは、民間の事業拡大の機会を阻んでいるさまざまな規制の改革を通じて雇用機会の拡大を図るといふことと、市場の競争を促進する、こういふことで消費者・利用者の多様な選択肢が保障された豊かな経済社会を構築することだといふことで、政府としても、本格的な規制改革を推進することが何よりも重要であるといふふうに言っております。

第3パラグラフでございますけれども、今年度は「経済の活性化」を統一テーマとして審議を行うこととしたといふことを述べております。

第4パラグラフ以降でございますけれども、この中間とりまとめまでの5つの分野横断的テーマについて述べておまして、これは分野横断的なテーマについて、分野横断的に比較検討を行った。今回、その成果については、「経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革」といふことでまとめたものだといふことでございます。

第1章でございますけれども、新事業の創出といふことをテーマとして、ヒト・モノ・カネといふ資源を最適配分されるように考える必要があるといふことで、資金供給、組織的な形でのシステムの整備、それから人材の育成・供給、こういふことに係ります具体的政策を取り上げております。

第2章は、民間の参入拡大による官製市場の活性化をテーマとして、株式会社の参入とか、官民の役割分担の再構築といふことを検討したといふことで、多様な主体の参入がこれによって実現し、また、公共サービスの提供についての民営化、民間委託、PFI、こういった多様な主体・手法を活用することを求めているといふことを述べております。

第3章でございますけれども、経済活性化に資するためのビジネス・生活インフラの整備をテーマといふことでございまして、公益事業分野の話、それから司法サービスに関するインフラ整備の話、都心高度化に係る施策といふものを取り上げているといふ趣旨が書かれております。

第4章でございますけれども、事後チェックルールの整備をテーマといふことでございまして、

特に情報公開、第三者評価、苦情・紛争処理について、その具体策について取り上げているということが述べられております。

第5章でございますけれども、「規制改革特区」ということでございまして、新たな制度の実現をテーマということで、基本理念、制度設計の具体的方向、推進方法、構想例を提示しているということで、特区の意義というものをそこに掲げておるところでございます。

最後から2番目のパラグラフでございますけれども、5つのワーキンググループでこれまで52回、ワーキンググループを開催したということで、審議を集中させて行っただけけれども、基本的な合意に至らなかった事項もあるということで、こういうものについては、本文とは別に所管省庁の意見も添付をしている。それで、相違点を明らかにすることとしたということで、最後のパラグラフでございますけれども、年内の「第2次答申」のとりまとめに向けて積極的な調査審議を進める考えだと、こういうことを述べさせていただいております。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。「はじめに」は、こういう形で取りまとめさせていただきましたが、こういうことでよろしゅうございましょうか。

それでは、このような形で決めさせていただきたいと思っております。

次に、本文に入らせていただきたいと思います。各章とも、前回の会議におきまして、私と議長代理、各章のワーキンググループの主査の方々にとりまとめの御一任をいただいたという形になっております。本日は、その内容につきまして御説明をいただきたいと思います。第1章から第5章まで、各章につきまして各主査から、前回の会議以降の経緯と主な修正箇所を御説明いただくということでございます。第1章から始めたいのでございますが、神田主査が本日御欠席で、この章につきましては、一番最後に事務局から御説明をいただくことにさせていただきます。2章、3章、4章、5章、これを先に始めさせていただきたいと思っております。

それでは、第2章をご覧いただきたいと思います。第2章につきまして、「民間参入・移管拡大による官製市場の見直し」でございます。鈴木主査からお願いいたします。必要な時間を取っていただき、簡潔にお願い申し上げます。

○鈴木委員 では、御説明させていただきます。

この題は「官製市場の活性化」と書いてあったのですが、これは官製市場を見直すことによって経済を活性化するという意味で、端的に「見直し」と直しました。

この官製市場のワーキンググループは4分野への株式会社の参入容認と、それから事務事業の民間移管の2つが視点に入っておりまして、ものの考え方は、参加主体を絞ることによる事前規制から、多くの主体の参入による官製市場の活性化ということが中心になるわけです。株式会社に関しましては、前回までに何回も申し上げましたけれども、これは、例えば教育、医療、農業、福祉、それぞれかなり違った条件下にあるというような状況から、横で刺して全部廃止という事柄の結論を今回一気に得ることはできない問題でございましたので、こちら側の意見、それが

ら各省の反対意見が付加されております。前回のとおりであります。しかし、こうやって横串で刺して物を考えるということ事柄が頭を出したということは、私は意義ある問題であって、今後、それを縦に戻して、それぞれの発展段階とか、ものの考え方の段階で敷衍させていくべき問題、実行させていくべき問題だと思っております。

それから、民間移管の問題でございますが、基本的なスキームとしては、民間が行える事柄に対しては官は立ち入らないという原則を立てて、そして民間移行の方法は、民営化と包括委託、あるいは個別委託というようなものがあるんだということを示し、そしてさらに、上記のこういう原則に当てはめて、65の事務事業を例示して検証と積極的实施を求めたわけでございます。当時に、それだけではあれだからというので、その65の事業の中で、上下水道というものと公営ガスというものをスペシフィックに取り上げて、それについての当面の解決をする。要するに、移管の代表選手として取り上げる、こういうスタンスをとっておりました。

さらに、民間移行に当たって障害となります、例えば「公の施設」は公の主体によるという地方自治法とか、あるいは行政財産に私権設定を禁じる会計法の規定とか、運営主体が変化したときに補助金の返済を求めるとか、地方債の繰上償還を求めるとかというものの見直し、PFIにおける競争入札オンリー主義の運営の見直し、あるいは同一市場での官民の競争条件の均一化、特に補助金、税制において。それから、教育・福祉における憲法89条の問題。こういうことを、それぞれ民間移管に当たっての弊害の除去という視点から取り上げたわけでございます。最後に、機関補助から利用者補助への切替えによって競争導入をという視点を持っていたしました。

結論的に申しますと、先回の段階では、かなり多くの部分で各省からの反対があったわけでございますけれども、この民間移管のほうにつきましては、バウチャーを除いて、ほぼ我々の主張というものを貫徹して、基本的には合意を得ております。こういう視点で問題を取り上げたのは多分初めての問題でありましたし、その視点自体もこれまでにないものがあつた。そして、さらに65の事例というものをあえて取り上げて提起した。こういうところから、最初は65の事業そのものに対して全部反対が出てきたわけでございますけれども、これは、あくまで例示をして、そしてこれからそれぞれの省において検証して、そして実施していただくという趣旨のものでございますから、その点を若干表現を修正いたしまして、落としたりと言つては言葉が悪いですが、各省の納得を受けていったわけございまして、65がやがて15に減り、10に減り、3に減り、3というのは権益関係ですけれども、そして、先週の金曜日にはゼロになって、それぞれいろいろな意味で検証及び積極実施を行うという事柄になりました。苦労はしましたけれども、これは横串の成功例かというふうに感じております。

反対の内容は、要するに、それぞれの事務事業というのは、公権力行使に当たるのだから、民間には一部分でも絶対渡せないというものがほとんどでありましたし、あるいは、事務事業の中で委託できるものがあるけれども、委託のできるものはもう全部委託し、これ以上の委託はびた一

文もないという主張であったわけですが、それは本当かという話で、もう一回、真摯に検証して、できる事柄に対して深彫りをしていくという事柄を求めております。

現在、意見が付いておりますものは幾つかあるのですけれども、ほとんどのものは、今でも運用によりできるからよいではないかという意見がほぼ中心になっております。運用によりやるというのは、例えば地方自治法で、要するに「公の施設」の管理は公の主体しかやってはいけないと書いてあるけれども、しかし、実際には民間運用でやっているからいいじゃないですかという言い分ですけれども、これは裁量行政そのものを認めることになりますから、したがって、運用でやっているなら、なおさら法の規制自体というものをすっかり姿を直すべきだというのが我々の基本スタンスであって、まだしつこく運用でやるからいいじゃないかという意見がありますから、それはそれとして載せておきました。

それから、財務省のように、官民の競争条件の均一化という事柄を言いますと、そうではなく、均一化においては、官における補助金の廃止や、例えば官業における固定資産税の賦課をすべきという卓抜な意見があつて、私、大賛成ですけれども、そこは均一な条件でやるようにという表現をしたにとどめましたが、意見として、そういう意見があつたから付加したと、そういう趣旨のものであります。

ただ、1つだけ例外が厚生労働省の特養老でございまして、これは、あくまで特養は慈善博愛の事業であるという事柄を言い張っております。したがって、それは考えに置いてあります。この厚生省の特養だけで2ページを独占されて、7ページを取られてしまいました。

最後に、バウチャーですけれども、これについても全面的反対がほとんどのところから出ておりましたので、その意見を付記しました。バウチャーについては、今後いろいろ研究し、考えていかななくてはいけない問題がいろいろ含まれているかというふうに思います。

以上でございましてけれども、特にこの際申し上げておきたいのは、とりまとめに当たりましては、竹内審議官はじめ、事務局の人たちがひたすら横並びで反対を叫ぶ各省と根気強く折衝を重ねていただき、合意にこぎつけた努力に対して、本当にご苦労さまというふうにお例を申し上げます。以上であります。

○宮内議長 ありがとうございます。

それでは、第3章に入りますが、やはりお1人5分ということにさせていただければと思います。時間を一応申し上げます。第3章「活性化に資するビジネス・生活インフラ整備」ということで、八田主査からお願いいたします。

○八田委員 ビジネス・生活インフラ整備のところは、公益事業関係と司法関係、それから都心再生、3つがございまして。そのうち、公益事業関係は、結局、各省庁からの反対意見なしということで見ましたが、司法関係は大変多くの反論が出ております。

公益事業関係についてですが、まず最初の市場参入の促進及び競争ルールの整備というところがありますが、これは、これまで3か年計画で議論してまいりましたところですので、それを

基本的には踏襲しておりますが、非常に大きく離れたところとしては、32ページの卸市場の整備ということをご各分野で横串で言ったこと、それから、前回からもかなり変化したところでは、32ページの6の「インフラ整備の促進」というところであります。ここは、例えばここで例に挙げているのは、熱導管ネットワークが小規模な場合には事業法の適用がございませんが、その場合でも、公共財的な性格が法令上位置づけられれば、義務占用に準じた道路占用を認めるということで合意ができました。これは、従来、道路占用を認めるということが事業法で価格が規制された業種についてだけあったのが、公共財的な性格さえあれば、そういうことを認めようという道を開いたというふうに理解しています。したがって、これはかなり大きかったことだと思います。

それから、次に33ページの「エッセンシャルファシリティの開放」ということですが、ここでは、33ページの下の方に書いてあります会計分離とか情報遮断ということが大切で、公平にそれが利用できるよというところが大切ですが、そのために、最終的には競争監視体制の構築ということが必要であります。

35ページです。ここでは、このワーキングで一番大きかった成果は、専門的機関の整備ということに関して、電力やガスについても、そういう専門的機関を速やかに整備すべきであるということをご合意を得たことです。その際、前回も御議論ございましたが、公取の制度的な位置づけということが今のままではちょっとおかしいだろうということがございましたので、それが36ページの4)の一番下のところに書いてあります。それからまた、大臣から、それに関連して証券監視に関してもやはり制度的な中立性をきちんとできるようにすべきだという御指摘もございましたので、35ページの1)のすぐ上に証券監視の体制についての中立性ということが必要だということを加えました。

これが公益事業関係であります。

なお、IT関係については、当会議での議論を踏まえて、IT戦略本部において積極的に討論し結論を得ることを期待したいという文言が29ページの一番最初の出だしのところの最後に入りました。これが前回からの変化であります。

次に、37ページ以降の司法サービスに関することですが、これは後で申します弁護士法に関すること以外は所管官庁と基本的なベクトルは一緒だと思いますが、向こうはこちらの提案が時期尚早過ぎるとか、ちょっと踏み込み過ぎているという指摘が多かったです。37ページの「法曹人口のさらなる拡大」というところでは、結局、人口1人当たりの法曹人口が少なくともフランスを上回ることを目的として、今の3,000人というのではそれよりもはるかに少ないから、それ以上にすべきだということが目標だということが書いてあります。

それから、前回、御説明しました予備試験のことが38ページの上の方に書いてありまして、これはとうとう最後まで意見の一致を見ませんでした。

それから、38ページの(3)の専門分野というところでは、法曹人口を拡大するに当たっては、知的所有権とか、医療関係とか、いろいろな分野にわたって実務経験のある方が教育に当たられるべきだと。そういうふうなことを容易にするための制度改革を提案しておりまして、専任教員

12人といっても、その中には弁護士、判事、検事、民間企業社員などが兼務できるようにすべきだということを主張いたしまして、所管官庁の方たちもそれに賛成してくださいました。

39ページの6の「弁護士法第72条の見直し」、ここは所管官庁と全く方向が逆でありまして、私どもは、40ページの上の1)のように、弁護士に認められる業務独占の範囲を必要最小限ものとするということが基本的な主張であり、例えば40ページの4)のように、会社から権限を付与された社員が、当該会社の訴訟代理人となれるようにすることなどということを主張しましたが、所管官庁は、全てこれらは非専門家が入ってくることで望ましくないということでありまして、司法サービスの拡大という我々の主張と全く相入れないということでありました。

それから、41ページ以降、都心の高度化についてでございます。この際、私どもが一番気にしましたのは、建築基準法だけでなく、ほかの例えば消防法とか、航空法とか、そういったものと重量的な規制があつて、それが不必要に厳しい規制になっているということはずい。そういうことの合理化ということを提案いたしました。

それに関連しまして、前回からの発展では、42ページの3)の加圧防排煙方式という、これは防火に関するもので、結局は消火に関するのですが、これが現在行われている排煙方式よりも多くの場合優れていると考えられるにもかかわらず、これに大臣認定まで必要で、手続が面倒くさい。これをもう少し自動的にしてほしいということを主張いたしまして、ここは必ずしも意見の一致を見ませんでした。これは、ある意味で、こういう基準を性能規定化することの重要性に鑑みて、最後まで強く主張したものです。

それから、42ページの下の「道路の立体的利用に係る制度拡充」。これは、既存の一般道の上に建物を建てるということが、その地区の住民が賛成した場合には可能なようにしたいという主張であります。これも、当局としては、必要性を認めつつも、今の段階ですぐ賛成するわけにはいかないということで意見の一致を見ませんでした。

それに反して、航空関係の規制、例えば高さ制限が、我々から考えると非常に不必要に広く行われていて、諸外国よりも厳しいということに関しては、向こうで検討しようということで賛成してくださいました。それから、航空障害灯についても、さらなる検討をしようということで合意ができました。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。

それでは、第4章「事後チェックルールの整備」を清家主査からお願いいたします。

○清家委員 我々のところは、事後チェックルール、大きく情報の公開と第三者評価、そして苦情・紛争処理システムの整備というところで、各省庁と折衝しましたけれども、前回のところで大体基本的な合意を得ておりましたので、あとは、てにをは等の修正について、できるかできないかを詰めてまいりましたので、内容的に大きな違いはございません。

内容的に1か所だけ大きな違いがあるのは、47ページ、これは前回、石原大臣のほうから御

指摘がございまして、会計基準については、「企業の会計基準についても引き続き検討する」という文言を入れてはどうかという御指摘がございましたので、47ページの上の「なお」書き以降のところ、「企業会計基準については」云々という文章を入れてございます。この点については、新たに加えて、また、金融監督庁との折衝も合意済みの部分でございます。

大きなところはそういうところですが、今回は、基本的には物の考え方を示したということで、具体的な内容については、すでにこれまで措置されていたことを検討するということになっていたような部分について、少しでも前に進めるという形で進めてまいりましたけれども、なお残っている大きな課題としては、やはり事前規制から事後監視、あるいは事後チェックへということをもっとはっきりとメッセージとして示すためには、例えば行政資源をもっと事後チェック分野に重く配置するというようなことまで踏み込んだ議論が今後は必要かと思えます。具体的に言うと、今回全てそれを扱っておりませんが、例えば金融の規制が緩和されるのであれば、多分、金融監督官はもっとたくさん増やさなければいけないでしょうし、雇用等についての規制が緩和されるのであれば、労働基準監督官というようなものはもっとたくさん要ということになると思えます。あるいは、医療等についての評価、あるいは医薬品とか食料品の検査等について、もっと行政資源を重く配置するといったような、はっきりと事前規制を緩和するかわりに事後チェックを重視するんだということ、とりわけ行政資源の再配分、あるいはウエートづけという形で示さないと、本当の意味で説得的な事前規制緩和から事後チェックへという動きが人々に理解されないのではないかと思いますので、今後、特に当会議としてそういう点まで踏み込んで議論する必要があるのではないかというふうに考えております。

また、我々の分野については、担当の上岡さんだけではなくて、白河企画官に各省庁との折衝等についていろいろやっていただきまして、改めてお礼を申し上げます。それから、先ほどの企業会計の文面につきましては、御専門の神田先生にもアドバイスをいただきましたことを、この場を借りてお礼申し上げたいと思います。以上です。

○宮内議長 ありがとうございます。

それでは、次に第5章「『規制改革特区』の実現に向けて」、八代主査からお願いします。

○八代委員 56ページからでございますけれども、この点については、基本的に、基本理念とか、実現に向けた基本方針というところは全く変わっておりません。あくまでも「規制改革特区」というのは、全国一律の規制改革を促進するためのものであって、決してそれに代替するものではないということ。それから、できる限り幅広い規制改革をこの特区で実現したいということでもあります。

それから、特にポイントとなる点は、繰り返し申しておりますが、57ページの上のほうにあります特例措置を講ずることが可能な規制を、あらかじめ法律上、一定の基準を満たす範囲内で可能な限り幅広いに列挙しておき、この中から地方公共団体が選択・申請し、国が認定する通則法形式を基本とするべきであるということを強調しております。

あとは、法的論点というのは、各省といろいろ議論している中で出てきたことで、前と同じです

ので飛ばしますが、61ページのところで、今後の問題として「推進母体の構成」というのがございます。すでに7月初めに内閣官房に特区推進室というのができたわけでありましたが、ここで企業経営や具体的事業に通じた民間や地方公共団体の人材を積極的に活用することを検討すべきであるというふうに言っております。これは、すでに官房長官の記者会見でも、これに沿った方向で実現するように今動かれているそうでありますけれども、なぜこういうことをわざわざ書いたのかということも補足させていただきますと、これは、まさしく特区をつくるための法律がどういうものかに係っているわけでありまして、いわゆる極めて簡単につくる、例えば各省に法律改正をお願いして、それを束ねるような方式ですと、はっきり言いまして、民間人とか地方公共団体の人は不要であります。そういう人たちに法律を直接書いてもらうということもほとんど作業はないわけでありまして、なぜ民間の方や地方公共団体の人が必要かということ、それは私の私見でありますけれども、コンサル業務でありまして、通則法方式を前提として、各自治体から上がってきたものをそのまま受け取ると、いろいろな不都合がある。例えば誤解もありますし、必ずしも最適な規制改革でない場合がある。そういう場合に、そういう地方公共団体のアイデアをうまくリファインして、より具体的な法律改正に結びつけるような形でのコンサルティング業務をするためには、民間のビジネスの経験を持っている方、あるいは具体的に地方公共団体ですでにそういうことをやっておられる方の知恵が必要でありまして、ある意味で、特区の内容の質を高め、それを、より広範に活用するために、ぜひとも民間の方や地方公共団体の人材が必要だということで、これは、まさに特区をつくるための法律の中身と密接にリンクしている点であります。

それから、特にその下の(3)であります、「推進母体と総合規制改革会議との関係」ということでありまして、これは、推進室ができたから、あとは規制改革会議は関係ないということではなくて、引き続き規制改革会議は推進母体があります関係各省との折衝・調整等に対して、最大限の協力を行うという形で、今後とも必要に応じて意見を述べるということを明記しております。

あとは具体例でありますけれども、規制改革特区の構想例という形で67ページまで続いているわけでありまして、これはあくまでも地方公共団体等の提案を例示したものにすぎず、当然ながら、これ自体をそのまま法制化するわけではないわけでありまして、あくまでもこれは一例であって、必要に応じて追加ということが当然可能であるということでもあります。ほかのワーキンググループと同様に、この特区というのは、とにかく前例がないものでありますから、各省庁と非常に厳しい調整が必要になりまして、岡本審議官以下、時期の皆様が非常にごんばっていただきましたので、ここまで実現したということでもあります。お礼を申し上げたいと思います。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。

それでは、第1章に戻りまして、第1章の内容を、神田主査に代わりまして、事務局からお願いいたします。

○宮川室長 まず、神田主査のほうから、ぜひ本会議で御紹介をしていただきたいというコメントをち

ようだいておりますので、読み上げさせていただきます。

本日、大学での公務のため出席できません。第1章につきましては、関係各省と時間をかけた折衝を行い、全ての部分について合意するに至りました。今後は、そこで指摘した規制改革が着実に進展することを期待します。新規事業創出ワーキンググループの委員の皆様方には、この間、格別の御協力と御配慮をいただきました。この場を借りて厚く御礼申し上げます、ということでもございました。

中身のほうでございませうけれども、前回、神田主査のほうから御報告がございました点と異なる点でございませうが、8ページのフランチャイズ・システム関係でございませう。これにつきましては、当初、環境整備ということで、法的な措置の話も若干書いてあったのですが、これについては、各省との調整の過程におきまして、むしろ個別具体ということで、下から3行目に書いてございませうように、契約締結時の情報開示に関する制度の整備、こういう具体の話を書かせていただきまして、法的な云々というところについては、そういうものの是非の中で議論していくということで、若干表現ぶりを変えているというのが第1点目でございます。

それからもう1つ、前回との相違点でございませうけれども、前回は、次の9ページの政府調達制度の見直しというところについては、ピーということで中身を御提示できていなかったわけでもございませうけれども、これも関係省庁と合意に至りまして、次の10ページにかけてのほぼ1ページの記載がうまく調整がついて規制がなされたということでもございませう。

まず、「入札参加資格の見直し」ということでもございませう、そこでもございませうように、見直しについて14年度以降継続的に検討と。要するに、新規事業、非常に技術力を有している企業についても、ぜひこういった入札参加資格が取りやすいような、そういう措置も徹底して考えるべきではないか、こういうことがうたわれておるところでもございませう。10ページ目でもございませうけれども、公共事業契約に係る入札参加資格の見直しということでもございませう、特に中断あたり、「入札に参加する者の事業所の所在地」等に関する必要な資格を定める地域要件、これについても見直しを図るべきだということもうたっております。

それから、2)のところでもございませうけれども、官公需法のあり方の検討、こういったあたりについても指摘をしておりまして、これに加えて、分離分割発注の推進についても見直しを検討すべしと、こういう提言をさせていただいたということでもございませう。

なお、全般にわたりまして、神田主査のところにつきましては、個別に経団連のほうからも御要望いただいた点については、関係省庁からもかなり積極的なリスポンスをいただいております、例えば5ページ目の有価証券届出書の効力発生期間の短縮といったところとか、8ページでもございませう証券取引法上の強制公開買付規制(3分の1ルール)の見直し、こういうものにつきましては本邦初公開で御議論を開始する。要するに、見直しをするということが決まったわけでもございませう、こういった点、要望を受けて実現したというのは画期的ではないか。

それ以外にも、個別分野といたしまして、例えば5ページ目の個人保証の見直し(差押禁止

財産の範囲拡大)につきましても、法務省のほうで積極的に見直しをするということで、次の通常国会に法案上程ということを経済省のほうも検討しているようでございますし、7ページ目の新事業創出促進法の改正、商法の特例でございますけれども、これも先般、日経新聞等にも載っておりますが、最低資本金について、これの規制の緩和をする。要するに、創業5年以内については1円でも資本金を認める、こういったところも決まったようでございます。そういう意味で、神田先生にいろいろ御努力いただいた点が成就しているというか、結実しているというか、そういう意味では、このワーキンググループはフルートフルなワーキンググループであったのではないかと、いうふうに考えるところでございます。

私からは以上でございます。

- 宮内議長 ありがとうございます。それでは、以上で全ての章のその後の動き等を踏まえましての御説明をいただいたわけでございますが、何か御意見、御質問ございますでしょうか。
- 八田委員 一言だけ。私、時間を焦ってお礼を言うのを忘れてしまったのですけれども、私のワーキンググループでも、事務局の方、連日連夜1時、2時まで、本当に一生懸命働いてくださりまして、本当に厚くお礼を申し上げます。
- 八代委員 特区を担当しておるときに、いろいろ新聞記者等から質問を数多く受けたわけですが、そのときに、やや心外であった質問が、諮問会議の構造改革特区と規制改革会議の規制改革特区というのはどう違うのか。何か意見が違って対立しているのではないかというような質問を数社の記者から受けまして、私はそのたびに「そんなことはないのであって、基本的な意見は一致している。若干の財政措置のあり方についてマイナーな意見の違いがありますけれども、それは事実上、私の理解では解説している」ということを繰り返して言ったわけですが、なかなか新聞記者はそれを信じなくて、2つの組織が対立しているという図式を非常に描きたがっているわけで、これは、私は、1つの問題点は、同じような構造改革をやっているながら、諮問会議と規制改革会議を全く別々にやっていて、お互いの意見調整をする機会が公式にはないということが非常に問題だと思いますので、今後ぜひ、例えば宮内議長が諮問会議のほうに規制改革の問題をやるときには参加していただいて、共同でやっていくということをアピールするということも今後特に重要ではないかと思いました。
- 宮内議長 今の件は、後で申し上げようと思ったのですけれども、先ほど中間とりまとめ(案)を総理のところにお説明に参りましたときに、私からも諮問会議との連携をよくとって進めていきたいということを申し上げまして、それにつきまして、総理からも、実際にそうやってほしいというお話がありましたので、そういう御趣旨のとおりのお考え方はあるということだけ申し上げておきたいと思っております。
あと、御意見等ございませんか。
- 奥谷委員 今、八代さんのおっしゃったのは、まさにそういうことで、何となく別々に動いている経済諮問会議とこちらの規制改革会議と、全く別のような感じを本当に一般の人たちも受けているようなことをよく聞きますので、宮内さんもがんばって、牛尾さんのほうもこちらに来て、両方お互い

に交流するような形をきちんと見せていただきたいと思うことと、あと、IT戦略会議も、何か聖域みたいになってしまって、こちらの規制改革会議がIT戦略会議に対して何も物言えないような状況になっているのはちょっとおかしいなど。通信、放送は、NHK問題とか、NTT問題とか、これからいろいろ出てくるわけで、ですから、そういった意味で、この規制改革会議がもっと積極的に取り組んでいけるように、強く御意見を言っていただきたいと思います。

○宮内議長 その件につきましても、私もIT戦略会議のメンバーで、総合規制改革会議を代表して出させていただいているわけでございまして、そういう意見は毎回申し上げているということは事実でございます。ただ、担当の省庁もおられるということで、それがそのまま皆さんの御賛同をいただくというところにはまだ至っていない部分もあるということです。

あとは、もしよろしければ、以上のような御説明を踏まえまして、この中間とりまとめ(案)を、このままの形で決定とさせていただきますというふうに思いますが、そういうことでよろしゅうございましょうか。

ありがとうございました。それでは、そのように中間とりまとめという形にさせていただきます。

ところで、資料2というのをご覧いただきたいと思います。「中間とりまとめに当たって」ということで、議長談話という形で、全体に対する当会議のコメントという形のものをつくりまして、公表するに当たりまして、これをメッセージとして出したらいかがかということでございます。これにつきまして御議論いただきたいと思います。まず、事務局から読んでいただけますか。

○宮川室長 「中間とりまとめに当たって(議長談話)」。

我が国は、厳しい経済情勢と深刻な財政状況の中にあつて構造改革の推進が急務となつており、今ほど思い切った規制改革が必要とされていることはありません。当会議では、今年度の重点テーマを「経済の活性化」として、自由な民間活動による活力あふれる経済社会の実現を目指して、調査審議を積極的に進めてまいりました。

本日の中間とりまとめは、「経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革」と題し、関係省庁とも掘り下げた議論の上、分野横断的な切り口から5分野にわたる改革施策を提起いたしました。中には、関係省庁の考え方と異なる部分もありますが、当会議の見解として改革すべきと考えるものについては、その旨明らかにいたしております。国民の皆様一人一人にお読みいただき、我が国経済の活性化のために真に必要な改革は何かをお考えいただければ幸いです。

今後、当会議は、年末の第2次答申に向けた検討を進めてまいりますが、規制改革を単なる理念の主張に止めることなく、改革の実を挙げていかなければなりません。そのためには、国民の皆様の変わらぬ御理解と御支持が不可欠であります。規制改革の目指すところである、経済の活性化と生活者・消費者本位の経済社会システムの構築に向けて、ともに歩を進めてまいりましょう。

○宮内議長 以上でございますが、何か御意見を。これは、修文し始めると際限がないのですけれども、こういう形でアピールしたいということで、御異論がなければ、これを同時に発表させていただきます。

きたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宮内議長 それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

本日は、中間とりまとめをこのように決定いたしましたこと及び議長談話を含めまして、この会議の後の会見で私から記者会見という形でお伝えすることになっております。そういうことで、決定させていただきましたことを委員の皆様方に厚くお礼を申し上げますとともに、重なりますが、事務局の皆様方の御協力にも心から感謝申し上げます。

なお、先ほど申し上げましたが、本日、昨年と同様でございますが、この会議の前に、石原大臣と私が小泉総理にお会いいたしまして、本日、総合規制改革会議がこれまでの審議の結果を中間的にとりまとめ、決定・公表する運びとなりましたということで、この内容につきまして概略御説明をいたしました。私から申し上げましたことにつきまして、総理からのお話につきまして概略申し上げますと、先ほどの諮問会議との連携の点を含めまして、中間とりまとめにつきまして、刺激があつて、とてもいい内容だというコメント。あるいは、特区につきまして、1つでも実現し見本ができるといい。できるところからでも早くスタートさせてほしい。重要なのは、地方が自分たちでやりたいという意思を持つことであるというようなコメントをいただきましたし、全体につきまして、非常に前向きの御支援をいただいているということが全体のお話し合いの中で感じました点でございます。御披露申し上げます。

それでは、この辺で会議を終えることとなりますが、最後で申しわけございませんが、石原大臣、熊代副大臣から御発言をちょうだいできればというふうに思います。石原大臣、よろしく願います。

○石原大臣 私からも一言、御礼申し上げます。宮内議長はじめ、委員の皆様、本当に献身的な御努力によりまして、総理からも、かなり刺激的なものができたという言葉いただきましたように、昨年に引き続いて、4か月間という本当に短い期間で、内容の濃いものをお取りまとめいただいたと感謝を申し上げます。

日曜日に滋賀県のほうで講演しましたら、農政連の会長さんが会場にいらっしゃいまして、ツカツカといらっしゃって規制の話をしたのですけれども、農業の株式会社化の話をしましたら、「石原さん、私は改革には賛成だけど、私のところだけはちょっと勘弁してくれないか」と、そういうリアクションがありまして、なるほど、こういうふうに反応があるということは的を射ているんだなということ強く感じました。

また、今日、総理にお渡しした中間とりまとめの後ろのほうに各省の反論がついているのですが、私、事務局に、反論を出すのは大いに結構だけど、一緒に綴じないで2冊にしておけという指示をしたところ、薄くしますから勘弁してくださいということで、先週の土曜日の段階でかなり薄くなったので、一緒にホッチキスで綴じることが私は「じゃ、いいですよ」と言いまして、総理にも、これは委員の先生方が言っているのではなくて、省庁の反論ですと申し述べさせていただきました。

それだけ、これから年末にかけて、また省庁とのやりとりの間で乗り越えるべき壁は決して低くないと思いますが、国民の皆様方にわかりやすい規制改革の実現を目指して、宮内議長はじめ、委員の先生方に特段の御検討をまたよろしくお願い申し上げたいと思います。

最後になりましたけれども、八代委員、八田委員からお話がありました点につきましては、改めて私のほうから、担当大臣、担当事務局のほうに強く申し述べさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○宮内議長 熊代副大臣、どうぞよろしくお願いいたします。

○熊代副大臣 大臣からすでにお話がありましたとおりでございますけれども、先生方、本当に御多用の中で、ものすごいエネルギーを発揮していただきました。特に喜ばれる話ばかりでないので大変な抵抗があったと思いますが、それを排して、立派なものをまとめていただいて、心から感謝を申し上げる次第でございます。事務当局の努力に対しましても御評価をいただきまして、誠にありがとうございます。私のほうからも御礼を申し上げたいと思います。

まだ完全に全部マスターしているわけではないですが、一、二感想を申し上げさせていただきますと、株式会社を拒絶した分野というのは、合理的経営という面からいって遅れるに遅れるというのが私の年来の持論でありますけれども、これを地元で言うと、必ずものすごい反発がまいて、組織を挙げて闘うという話が方々から出てまいります。しかし、これは既得権益の問題もありますけれども、恐らく単に恐れているだけという、そういう恐れであって、越えてみればどうということはないのではないかとということもございますので、特区の中でもいろいろ取り上げていただいておりますので、必ずやいい成果が出てくるのではないかとというふうに思います。

あと、新しい制度ができましたときに、制度をつくる人間によりましては、なかなかその中に見事に規制を忍び込ませるといふのがありまして、法科大学院などでもそうですけれども、従来、試験を単純に受けられた人たちが受けられなくなるとか、御指摘いただいて、問題点を指摘していただいておりますけれども、試験がよほど自信がないのかなという気もするのですけれども、点で試験するのではなくて、面に対応するんだとか、うまいことを言いますけれども、結局、これは規制強化になっているのではないかとというふうに思います。

それから、6年ないし7年もやって、なおかつ司法修習制度を残すような、残さないような、はっきりしない。司法修習制度が一番のがんだと思うのですが。ところが、そういうことを言っていると、こちらでやっております公務員改革の中にいつの間にかいろいろな分野で取り組んでいると、国家大学院ができた後も司法修習を免除すべきだとか書いてあるんですね。これは、それが残るのを前提として書いてあるということでもありますから、内閣府で取り組んでいるいろいろな問題について、やはり総合的に対処しなければいけないということを感じたわけでございます。

とりとめのない話でございますが、実にいいものを出していただきまして、ありがとうございました。これを閣議決定に持ち込むというのもまた大変な闘いでもございましょうけれども、先生方の御支援をいただきまして、大臣、そして総理大臣のリーダーシップを得

て、立派な結果を得たいというふうに思っております。誠にありがとうございました。

○宮内議長 ありがとうございました。これで夏休みに入れるわけでございますけれども、秋の陣がすぐ控えておまして、今度は最終答申ということでございますので、具体的に案件を追っていくということになるかと思えます。そういうこともございますが、今日は、とりあえず夏までの作業として、これはかなり効果的なものが皆様方の御努力でできたし、問題を投げかけるだけでなく、勝ち取ったという言葉は悪いですが、取れた部分もかなり大きい。問題提起した部分につきましても、恐らくインパクトがあって、それが今後の作業にプラスになってくるということが大いに期待されるというふうに思うわけでございます。そういう意味で、一まずここで心から御礼を申し上げまして、次の作業に移りたいわけでございますけれども、夏休みに入るに際しまして、何か御意見等ございましたらお承りできればと思えます。

特にございませんようでしたら、また今後のスケジュールにつきましては、追って事務局からお伝えさせていただきますし、また、事務局といろいろな御相談をさせていただきながら夏以降の作業に入りたいと思えますので、引き続きよろしく御協力のほどお願い申し上げたいと思えます。大臣、副大臣、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、本日は閉会とさせていただきます。ありがとうございました。